

掲載事業一覧

あ行

- 園芸施設共済 ➡ P.78

か行

- 環境保全型農業直接支払交付金 ➡ P.64
- 機構集積協力金交付事業うち地域集積協力金・集約化奨励金 ➡ P.42
- 経営継承・発展等支援事業 ➡ P.62

さ行

- 産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策） ➡ P.68
- 時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業 ➡ P.36
- 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業 ➡ P.57
 - うち就農準備資金 ➡ P.58
 - うち経営開始資金 ➡ P.59
 - うち雇用就農資金 ➡ P.60
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 ➡ P.75
- 青年等就農資金 ➡ P.61
- 集落営農活性化プロジェクト促進事業 ➡ P.56

た行

- 多面的機能支払交付金 ➡ P.70
- 畜産生産力・生産体制強化対策事業 ➡ P.45
 - うち国産資料資源生産利用拡大対策（放牧活用型）
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業） ➡ P.69
- 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 ➡ P.63
- 中山間地域所得確保対策 ➡ P.65
 - うち中山間地域所得確保推進事業（令和3年度補正予算）
- 中山間地域等直接支払交付金 ➡ P.37
- 中山間地域農業農村総合整備事業 ➡ P.38
- 中山間地域農業ルネッサンス事業 ➡ P.39,40
- 鳥獣被害防止総合対策交付金（ソフト対策） ➡ P.76
 - （ハード対策） ➡ P.77
- 強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ） ➡ P.66

な行

- 農業競争力強化農地整備事業うち農地整備事業（中山間地域型） ➡ P.34
- 農業経営法人化支援総合事業 ➡ P.43
- 農業用水路等長寿命化・防災減災事業 ➡ P.71
- 農山漁村振興交付金うち地域活性化対策 ➡ P.46
 - うち中山間地農業推進対策 ➡ P.47
 - うち山村活性化対策 ➡ P.48
 - うち農山漁村発イノベーション対策 ➡ P.51
 - 農山漁村発イノベーション推進支援事業（6次産業化支援を含む） ➡ P.51
 - 農山漁村発イノベーション等整備事業 ➡ P.52
 - （産業支援型）（6次産業化支援） ➡ P.49,50
 - （定住促進対策型、交流対策型） ➡ P.49,50
 - うち最適土地利用対策 ➡ P.53
 - うち農泊推進対策 ➡ P.54
 - うち農福連携対策 ➡ P.55
- 農山漁村地域整備交付金 ➡ P.32
 - うち集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備型） ➡ P.32
 - うち集落基盤再編・整備事業（農地環境整備型） ➡ P.33
- 農地耕作条件改善事業 ➡ P.31
- 農地中間管理機構関連農地整備事業 ➡ P.35
- 農地利用最適化交付金 ➡ P.44
- 農地利用効率化等支援交付金 ➡ P.67
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ➡ P.79

は行

- 人・農地将来ビジョン確率・実現支援事業 ➡ P.41

ま行

- みどりの食料システム戦略推進交付金 ➡ P.72
 - うち地域循環型エネルギーシステム構築 ➡ P.72
 - うちバイオマス地産地消の推進 ➡ P.73
 - うちバイオマス地産地消施設整備 ➡ P.74

支援策：

農地耕作条件改善事業

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

- ①地域内農地集積型（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）
 - ・定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備等
 - ・定率助成：区画整理、暗渠排水、農業用排水施設、管理省力化支援等
- ②高収益作物転換型（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）
 - ・定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握等
 - ・定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援等
- ③未来型産地形成推進条件整備型（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）
 - ・定額助成：果樹園及び茶園における新植・改植
 - ・定率助成：果樹園及び茶園への転換や改良のための小規模な基盤整備
- ④スマート農業導入推進型（農地集積を図りつつ、スマート農業の導入を図る場合）
 - ・定額助成：RTK-GNSS基地局の設置
 - ・定率助成：RTK-GNSS基地局の設置と併せて導入する自動操縦舵システム(既存のトラクタに取り付け)
- ⑤病害虫対策型（農地集積を図りつつ、病害虫による被害の防止に取り組む場合）
 - ・定額助成：病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地の反転耕、混層耕、堆肥施用等
 - ・定率助成：病害虫による被害の防止と併せて実施する排水対策等
- ⑥水田貯留機能向上型（農地集積を図りつつ、「田んぼダム」を実施する場合）
 - ・定額助成：「田んぼダム」実施に向けた調査、畦畔補強、排水口設置等
 - ・定率助成：「田んぼダム」と一体的に実施する農業用排水施設の新設等
- ⑦土地利用調整型（多様で持続的かつ計画的な農地利用のゾーニングを実施する場合）
 - ・定額助成：農家意向等の調査・調整、交換分合等
 - ・定率助成：作業用道、粗放的な農地の利用に必要な用地整備等

対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内の農業者等

留意点

- ・事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等
- ・事業実施年度での採択申請が可能（複数回受付）、ハード事業費は200万円以上
- ・農業者2者以上
- ・必要なハードとソフトを組み合わせ、最大5年（ハードは最大3年）
- ・農地中間管理機構との連携概要を策定

主な付帯事業は以下のとおり

- ・農地整備・集約協力金交付事業：担い手への農地集約化率に応じて最大12.5%を交付

事業主体

- ①②④⑤⑥⑦：農地中間管理機構、都道府県、市町村等
- ③：民間団体等

補助率等

- ①②③④⑤⑥⑦：定額、1/2等

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農地整備課（TEL:076-232-4725）

支援策：

農山漁村地域整備交付金

(農村整備に係る運用/農村集落基盤再編・整備事業/中山間地域総合整備型)

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

『農村集落基盤再編・整備事業/中山間地域総合整備型』は、農業生産条件等が不利な中山間地域において、事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施します。

【農村集落基盤再編・整備事業のうち中山間地域総合整備型の事業内容】

事業種	内 容
(1)集落型事業	一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落を対象として活性化を図る ア. 一般型事業：農業生産基盤及び農村生活環境又はこれらと併せて保全管理等の一体的整備を実施 イ. 生産基盤型事業：農業生産基盤整備のみを実施 ウ. 生活環境型事業：農村生活環境整備等のみを実施
(2)広域連携型事業	市町村全域から複数市町村までに及ぶ広域地域を対象として活性化を図る

【農村集落基盤再編・整備事業の事業種類】

区 分	事業種類
農業生産基盤整備	①農業用排水、②農道、③ほ場整備、④農用地開発、⑤農地防災、⑥客土、⑦暗渠排水、⑧農用地の改良又は保全事業
農村生活基盤整備	農業集落道、営農飲雑用水、農業集落排水、農業集落安全施設、用地整備、活性化施設整備、地域農業活動拠点施設、集落環境管理施設等
保全管理等	高付加価値農業基盤整備、附帯事業、用地整備、市民農園等、生態系保全施設整備等

対象となる方

事業主体が計画する整備区域内の農業者等

主な採択要件等

- 農業振興地域の整備に関する法律（S44年法律第58号第6条の第1項）の規定に基づき指定された農業振興地域
- 6法指定（過疎、山村、離島、半島、特定農山村、棚田）に該当する市町村又は地域を含む市町村
- 中山間地域総合整備型における要件は以下のとおり
 - ・ 集落型事業のうち一般型事業：①～⑧に掲げる事業のうち2以上の事業を行う。
その事業の受益面積が20ha以上等
 - ・ 集落型事業のうち生産基盤型事業：ほ場整備を行う。
その事業の受益面積が県営20ha、市町村営10ha以上等
 - ・ 広域連携型事業：①～⑧に掲げる事業のうち2以上の事業を行う。
その事業の受益面積が60ha以上等
- 農山漁村地域整備交付金を交付する期間は、整備計画ごとに、農山漁村地域整備交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度から数えておおむね3～5年まで
- 交付対象事業を実施しようとする県又は市町村は、農山漁村地域整備計画を策定

事業主体

県、市町村

補助率等

国費率：55%等

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部地域整備課（TEL：076-232-4726）

支援策：

農山漁村地域整備交付金のうち
集落基盤再編・整備事業（農地環境整備型）

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農村環境整備計画に即して作成される事業計画に基づき、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土、環境の保全及び優良農地の保全を図ります。

事業メニューは以下のとおり

- ・生産基盤整備
区画整理、水田転換、農業用排水施設、農地保全、農道整備、暗渠排水
- ・保全管理等整備
高付加価値農業整備、用地整備、市民農園等整備、生態系保全施設等整備、遊水池整備、土地改良施設撤去及び跡地整備

対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内的の農業者 等

主な採択要件

- ・地域要件は、6法指定（過疎、山村、離島、半島、特定農山村、棚田）、特認、または、耕作放棄地が介在する地域
- ・受益面積は、10ha以上（6工種の合計）

留意点

耕作放棄地が介在する地域において、営農の再開が見込めない区域（保全管理区域）と営農を継続し生産性向上を図る区域（生産区域）を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境保全と、優良農地の生産性向上を図るための整備を一体的に実施。

生産区域：農業生産性の向上を目的とした基盤整備

保全管理区域：保全管理、利活用※による周辺農地への悪影響の除去

※耕作放棄地を換地等により集約し市民農園として活用等

事業主体

県、市町村 等

補助率等

国費率：55%

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部地域整備課（TEL：076-232-4726）

支援策：

農業競争力強化農地整備事業のうち
農地整備事業（中山間地域型）

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

生産効率を高め競争力ある「攻めの農業」を実現するため、農地の大区画化や排水対策等を行うとともに、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進します。

中山間地域型は、受益面積の採択要件を20ha以上から10ha以上に緩和されます。

主要工事は以下のとおり。

- ・区画整理、又は暗渠排水
- ・農業用排水施設、農道、客土、暗渠排水、区画整理、農用地造成から2工種以上

対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内の農業者等

主な採択要件

- ・地域要件は、6法指定地域等（過疎、山村、半島、離島、特定農山村、豪雪、急傾斜、棚田又は特認）受益面積が10ha以上（6工種※の合計）

※農業用排水施設、農道、客土、暗渠排水、区画整理及び農用地造成の合計
集積要件は、担い手への農地集積率50%以上となること（現況の集積率が40%未満の場合）

留意点

附帯事業は以下のとおり

- ①中心経営体農地集積促進事業：都道府県営農地整備事業及び国営農地再編整備事業の実施地区において、事業完了後の中心経営体への農地集積率に応じて事業費の最大12.5%を交付
- ②中山間担い手育成支援事業：中心経営体に対する高収益作物の作付面積の増加割合に応じて事業費（中心経営体の受益農地分）の最大7.5%を交付

事業主体

都道府県等

補助率等

国費率：55%

※農地集積率に応じて、促進費
（中心経営体農地集積促進事業等）の交付

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農地整備課（TEL:076-232-4725）

支援策：

農地中間管理機構関連農地整備事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を推進します。

対象工種としては、区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農道、暗渠排水等があります。

対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内的の農業者等

主な採択要件

- 中山間地域の場合、地域要件は、6法指定地域等（過疎、山村、半島、離島、特定農山村、豪雪、急傾斜、棚田又は特認）
- 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- 事業対象農地面積：10ha以上（中山間地域等は5ha以上）
（事業対象農地を構成する各団地は1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）の連坦化した農地）
- 農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上あること
- 事業完了後5年以内に事業対象農地の8割以上を担い手に集団化（機構の方針として設定）
- 事業完了後5年（果樹は10年）以内に事業実施地域の収益性が20%以上向上等

留意点

主な附帯事業は以下のとおり

- 機構集積推進事業：基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、事業費の12.5%等を交付（全額国費）

事業主体

都道府県等

補助率等

1/2等
中山間地域の国費率：55%（推進費除く）

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農地整備課（TEL:076-232-4725）

支援策：

時代を拓く園芸産地づくり支援のうち
水田農業高収益作物導入推進事業

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

水田農業における高収益な園芸作物の導入・産地化を実現するため、新たに園芸作物を導入する産地における合意形成や、園芸作物の本格的な生産を始める産地における機械・施設のリース導入の取組等を支援します。

対象となる方

協議会（生産者、実需者等で構成）

主な採択要件

- ・取組主体となる協議会の構成員に、生産者及び実需者が参画していること
- ・事業に係る当該産地規模の30%以上について協議会構成員である実需者との契約取引をおこなうこと

留意点

- ・水田地帯において、水稻から園芸作物への転換を図る場合に利用可能
- ・対象品目は、露地野菜、施設野菜、果樹、花き
- ・機械・施設はリースによる導入

事業主体

都道府県

補助率等

- ・産地の合意形成に向けた取組：定額
- ・品種の選定や出荷先の確保に向けた取組：定額
- ・栽培技術等の確立に向けた取組：定額、1/2以内
- ・機械・施設のリース方式による導入等の取組：1/2以内

お問合せ先

北陸農政局：生産部園芸特産課（TEL：076-232-4314）

支援策：

中山間地域等直接支払交付金

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付。

集落協定等に基づく活動としては、以下のものがあります。

- ①農業生産活動を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ②体制整備のための取組（集落戦略の作成）

「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

また、上記の活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。＜棚田地域振興活動加算、超急傾斜農地保全管理加算、集落協定広域化加算、集落機能強化加算、生産性向上加算＞

対象となる方

集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

主な採択要件

- ・対象地域及び対象農用地は、地域振興立法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法等）で指定された地域又は県知事が定める特認地域であって、傾斜等の基準又は県知事が定める特認基準を満たす農振農用地
- ・集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動を継続すること

留意点

- ・交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い用途に活用可能（用途は、予め協定に定めておくことが必要）

事業主体

農業者等の組織する団体等

補助率等

定額
(田(急傾斜):21,000円/10a、
畑(急傾斜):11,500円/10a等)

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農村計画課（TEL:076-232-4531）

支援策：

中山間地域農業農村総合整備事業

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

中山間地域を対象に地域の収益力向上等により、中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の基盤整備と、生産・販売施設等の整備を一体的に実施します。

内容は以下のとおり

(1) 農業生産基盤整備と一体的な農村振興環境整備

【事業の種類】

農業生産基盤整備	①農業用排水施設 ②農道 ③ほ場 ④農用地開発 ⑤農地防災 ⑥客土 ⑦暗渠排水 ⑧農用地の改良又は保全 ⑨土地基盤の再編・整序化
農村振興環境整備	①集落道 ②営農飲雑用水施設 ③集落防災安全施設 ④用地整備 ⑤生産・販売・交流・農泊等施設 ⑥情報基盤施設 ⑦農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備 ⑧農村資源利活用推進施設 ⑨交換分合

(2) (1) の実施に必要な調査、計画

対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内の農業者 等

事業実施区域

【中山間地域等】

(1) 6法指定地域（過疎、山村、離島、半島、特定農山村、棚田）又は、農政局長が認める特認市町村

(2) 農業生産基盤整備事業を実施する場合は、地域の林野率が50%以上であり、かつ、主傾斜がおおむね1/100以上の農用地の面積が当該地域の50%以上を占める

【地域の要件】 ※以下の2項目のいずれかが満足すること

(1) 地域の特色を活かした農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保を図る地域

(2) 地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るための農地や水利施設等の生産基盤の保全や再編利用に取り組む地域

主な採択要件

(1) 【事業の種類】における農業生産基盤整備の①～⑧の事業のうち2以上の事業を行い、その事業の受益面積の合計がおおむね10ha以上であること 等

(2) 県が事業主体となる場合は、『高度な技術を必要とする』『事業内容が広域的な計画と関連する』 等

留意点

事業を実施するために『農村振興基本計画』を作成する必要

事業主体

県、市町村

補助率等

国費率：55%等

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部地域整備課 (TEL:076-232-4726)

支援策：

中山間地農業ルネッサンス事業

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の景観等の中山間地の特色をいかした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しします。

1. 中山間地農業推進対策

- ①地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援と、棚田保全活動や複合経営の実践等の推進をモデル支援するほか、都市部と農村部の連携強化・持続化に向けた取組等を支援します。（中山間地農業ルネッサンス推進事業）
- ②農村型地域運営組織（RMO）を形成するため、地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく調査、計画策定や実証事業等の取組を支援するほか、中間支援組織の育成を通じた伴走支援体制の構築等に対して支援します。（農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業）

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

中山間地域の特色をいかした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

主な採択要件

複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を策定すること（支援事業の要件については各事業毎に定めている）

留意点

- ・対象となるのは、地域振興立法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法等）で指定された地域、特別豪雪地帯及び農林統計上の中山間地域 等
- ・中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択等を行う
- ・支援事業については、事業実施主体及び要件等は各事業の実施要綱等の関係通知に定めるところによる

事業主体

（推進事業）都道府県、市町村
（支援事業）各事業毎に異なる

補助率等

（推進事業）定額
（支援事業）各事業毎に異なる

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農村計画課（TEL:076-232-4531）

イメージ

中山間地農業推進対策

- 計画策定・体制整備等を支援する**中山間地農業ルネッサンス推進事業**
 元気な地域創出モデル事業：具体的な取組を後押しし、優良事例の創出を加速
 地域レジリエンス強化事業：都市部と農村部の連携強化・持続化を支援
 中山間地複合経営実践支援：地域の特性を活かした複合経営の実践を支援
- 農村RMOの形成に対する取組を支援する**農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業**

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

[支援事業]

優先枠
優遇措置

- ・ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・ 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
- ・ 農業農村整備関係事業
- ・ 集落営農活性化プロジェクト促進事業
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち果樹支援対策（未来型果樹農業等推進条件整備事業）
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等支援対策
- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、バイオマス産地消費対策
- ・ 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策等）

[連携事業] 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

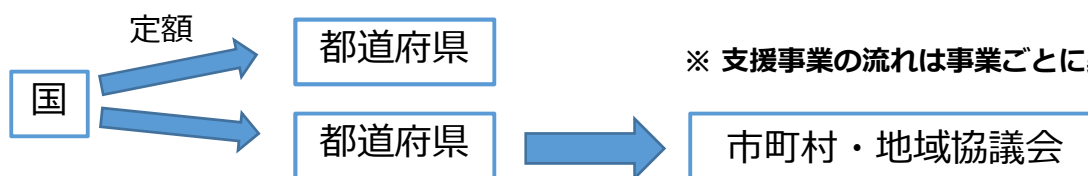
[支援事業]

優先枠
優遇措置

- ・ 多面的機能支払交付金
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- ・ 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策（放牧活用型持続的畜産生産推進）
- ・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

[連携事業] 中山間地域等直接支払交付金

事業の流れ（中山間地農業推進対策）※



※ 支援事業の流れは事業ごとに異なります。

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農村計画課（TEL:076-232-4531）

支援策：

人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

地域農業者等の話合いに基づき、農地の集約化に重点を置いた地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿や農地利用者等を明確化した計画の策定に必要な取組を支援します。

主な取組内容は以下のとおり

- ① 集落・地域における話合いの開催
- ② 話合いをコーディネートする専門家の派遣
- ③ 将来の農地利用の姿等の検討・作成
- ④ 検討会の開催
- ⑤ 周知、フォローアップ等

対象となる方

地方公共団体（県、市町村）

留意点

- ・ 将来の農地利用の姿の明確化等に向けた取組を行うことが必要

事業主体

都道府県・市町村

補助率等

定額

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部担い手育成課（TEL：076-232-4318）

支援策：

機構集積協力金交付事業
地域集積協力金・集約化奨励金

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

地域内のまとまった農地を機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る地域を支援します。

① 地域集積協力金

- ・ 機構を活用して担い手への農地集積に取り組む地域を支援
- ・ 中山間地域の最低活用率要件は一般地域の1/5に緩和
(一般地域：20%、中山間地域：4%)
- ・ ②の「集約化奨励金」と同時に取り組む場合には、同一年度内であっても同時に交付が可能となるように支援

② 集約化奨励金

- ・ 機構を活用して担い手同士の耕作地の交換等により担い手への農地集約化（団地化）に取り組む地域を支援
- ・ 中山間地域の同一の耕作者が耕作する団地面積要件は一般地域の1/2に緩和（一般地域1ha以上、中山間地域0.5ha以上）

対象となる方

地域内のまとまった農地を機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る地域

主な採択要件

実質化した人・農地プランの策定地域内

① 地域集積協力金

交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること等

② 集約化奨励金

地域の農地面積に占める同一の耕作者の0.5ha以上の団地面積の割合が10ポイント以上増加等

事業主体

市町村
※交付先は地域（話し合いの単位）

補助率等

定額

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部農地政策推進課（TEL：076-232-4319）

支援策：

農業経営法人化支援総合事業

- 共通
- 要件緩和
- 補助率UP
- 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

- ① 農業経営者サポート事業
都道府県が就農や農業経営をサポートする体制を整備し、就農希望者への情報提供や就農相談・就農候補市町村との調整等の就農サポート、農業経営の法人化や経営継承などの課題を有する農業者の伴走機関による掘り起こしや課題解決のための専門家によるアドバイス等の経営サポートを行う取組を支援します。
- ② 農業経営法人化支援事業
経営相談等をした雇用環境の改善に取り組む農業者の法人化を支援します。

対象となる方

- ① 農業又はその関連事業の経営改善を図る経営者、雇用就農者及び就農希望者
- ② 農業経営者サポート事業による経営診断を受けて設立された農業経営を行う法人

留意点

以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 農業経営者サポート事業による経営診断を受けて設立されていること
- ・ 集落営農の組織が法人化したものではないこと
- ・ 適切な就業規則が整備されていること
- ・ 法人設立後、交付年度中に雇用契約の締結に際し、期間の定めのない雇用又はあらかじめ7か月以上の期間を定めた者を雇用していること

事業主体

都道府県

補助率等

- ① 定額
- ② 定額（法人化：25万円）

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部担い手育成課（TEL：076-232-4318）

支援策：

農地利用最適化交付金

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農業委員及び農地利用最適化推進委員が行う農地等のあっせん・利用調整、遊休農地の解消、新規参入の促進等の農地利用の最適化活動に要する経費を交付します。

対象となる方

農地利用の最適化の活動を行った農業委員、農地利用最適化推進委員

主な採択要件

- ・ 農業委員会が最適化活動に対する意欲的な**目標を設定していること**
- ・ 推進委員等が**日々の最適化活動を詳細に記録**し、農業委員会へ報告の上、評価を受けていること
- ・ 農業委員会が農地情報公開システムの情報を**適切に更新**していること
- ・ 全ての推進委員等が毎月、最適化活動を実施していること（推進委員等が負傷又は疾病、災害その他社会通念上やむを得ないと認められる事由により、**15日**以上連続して最適化活動ができなかった場合を除く）

留意点

農業委員会が最適化活動に係る活動量と成果について目標を定め、その達成度合いに応じて交付

事業主体

農業委員会

補助率等

定額

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部農地政策推進課（TEL：076-232-4319）

支援策：

畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち
 国産飼料資源生産利用拡大対策（放牧活用型）

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

肉用牛の繁殖肥育一貫経営や酪農経営の基盤強化に向け、放牧の活用による省力的・効率的な畜産経営を図るために必要な取組を支援します。

対象となる方

肉用繁殖雌牛又は搾乳牛等の放牧を活用し地域内一貫生産体制の構築を図る農協、公社、協議会、農業法人等

主な採択要件

- ・ 目標年度の放牧頭数が3頭以上であること
- ・ 放牧の用に供する放牧地の実面積が50a以上であること等

留意点

中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱に規定のある地域別農業振興計画の認定を受けた場合、肉用繁殖雌牛放牧に取り組む場合に確保すべき放牧地の面積を緩和（50a以上→15a以上）

事業主体

農協、公社、協議会、農業法人等

補助率等

定額、1/2以内

お問合せ先

北陸農政局：生産部畜産課（TEL：076-232-4317）

支援策：

農山漁村振興交付金（地域活性化対策）

共通 要件緩和

補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による地域活性化に向けて、アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画策定を支援します。

また、活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等を支援します。

対象となる方

市町村を構成員に含む地域協議会

主な採択要件

- ・ 農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組であること
- ・ 自立的かつ発展的な取組であって、地域の維持及び活性化に対する効果が見込まれること 等

留意点

以下の取組を計画し実施する場合は、地域振興立法（特農、山振、過疎、半島、離島等）の該当地域は上限事業費を高上げ

- ・ 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大を図る取組
- ・ 農山漁村において医療・福祉、教育、買い物、エネルギー、住宅等の環境の創出を図る取組

事業期間：3年間

交付率：定額（上限：1年目500万円、2年目250万円等）※

※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。

事業主体

市町村を構成員に含む地域協議会

補助率等

定額

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農村計画課（TEL：076-232-4531）

支援策：

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）

中山間限定 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

中山間地域において、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を深化させる取組、地域の特性を活かした複合経営等の多様な農業の推進、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成等の推進を支援します。

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ① 中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組や、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等を支援
- ② 元気な地域創出モデル支援
収益力向上に向けた具体的な取組を後押しすることで、全国の取組の見本となる優良事例創出の加速化を推進
- ③ 地域レジリエンス強化事業
平常時から中山間地域と都市地域において持続的な関係を構築し、自然災害のような不測の事態が生じた際にも、都市地域の避難民受け入れといった災害時の円滑な避難対応等を実現するため、地域レジリエンス強化連携協定の締結、協定に基づく活動を支援
- ④ 中山間地複合経営実践支援
中山間地域において、地域外からの移住者等が取り組みやすい多品目の組み合わせにより、地域特性に応じた複合経営を実践する取組を支援

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

中山間地域において、農村RMOを目指してむらづくり協議会等が行う実証事業等の取組や協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援

対象となる方

都道府県、市町村、地域協議会

主な採択要件

対象地域（計画区域）は、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域、地域振興立法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法等）で指定された地域、特別豪雪地帯及び農林統計上の中山間地域等

留意点

- ・ 事業の流れは、国から都道府県もしくは国から都道府県を經由して市町村、地域協議会へ定額補助。

事業主体

都道府県、市町村、地域協議会 等

補助率等

定額
（1の②及び③：1地区あたり上限500万円、2：1地区あたり上限1,000万円）

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農村計画課（TEL:076-232-4531）

支援策：

農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト活動(組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等を図る取組の試行実践等)を支援します。

- ① 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査
資源量調査、文献調査、聞き取り調査、地域資源の管理・保全形態等調査 等
- ② 地域資源を地域ぐるみで活用するための合意形成、組織づくり、人材育成
住民意向調査、体制づくりのための地域住民によるワークショップ開催、資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり、技術研修会等の開催 等
- ③ 地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組
地場農林水産物を使った地域産品づくり、既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり商品パッケージ等のデザイン検討 等

対象となる方

振興山村を有する市町村 又は振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会

主な採択要件

対象地域：山村振興法に基づき指定された振興山村 ※山村振興計画が策定されていること

- ・ 山村振興法に基づき指定された振興山村の活性化に向けた取組であること。
- ・ 山村の地域資源を活用して所得・雇用を増大する取組であること。
(所得や雇用の増大に関する目標を設定)
- ・ 農林水産業やそれを担う地域の振興を主目的とする取組であること。

留意点

- ・ 対象となるのは、山村振興法に基づき指定された振興山村を有する市町村
- ・ 事業実施主体が地域協議会の場合には、構成員に市町村を含むこと
- ・ 実施期間は、原則3年間で上限

事業主体

市町村、地域協議会（市町村含む）

補助率等

定額（上限1,000万円/年）

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農村計画課（TEL:076-232-4531）

支援策：

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち
農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型、交流対策型））

1/2

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

県又は市町村が作成する農山漁村における定住及び農山漁村と都市との交流促進を図るための「活性化計画」の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援するもので、例えば、集出荷・貯蔵・加工施設や直売所、農家レストラン等が交付対象です。『定住促進対策型』と『交流対策型』の2つの対策に大別し、地域の細かいニーズを的確に答えられるよう事業メニューを設定しています。

※事業内容、要件、事業実施主体、交付額算定交付率、及び対象地域についての詳細は、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領 別記3において定められています。

『定住促進対策型』

＜概要＞・地域産物の販売額の増加、雇用者数の増加などを目標とした事業メニューを主たる事業として、農山漁村の定住促進を図る目的で実施するもの。

主な事業内容	対象地域
① 農林漁業等の振興に必要な生産基盤・生産機械施設等の整備	5法指定区域 (山村、過疎、離島、半島、特定農山村)等
② 森林資源や林業等の振興に必要な生産基盤・生産機械施設等の整備	
③ 水産業等の振興に必要な施設	
④ 就業・所得機会の創出に必要な生産施設の整備	
⑤ 多面的機能の維持保全を図るために必要な施設の整備	
⑥ 里地や棚田における多面的機能の発揮や自然環境の保全・再生に必要な施設	
⑦ 地域住民が住み良い生活空間の形成を図るために必要な施設の整備	
⑧ 空き屋・廃校を活用した多機能な施設等の整備	
⑨ 既存の生産基盤に対する補完的または追加的整備等	農山漁村地域
⑩ 農山漁村における受入機能強化に必要な施設の整備	
⑪ 景観の再生・保全に資する土地改良施設等の整備、改修及び修景	
⑫ 新用途米穀の需要に応じた機会・施設の整備	
⑬ 再生可能エネルギー供給施設等	指定棚田地域
⑭ 用排水路・農道・区画整理等、棚田の多面機能の維持に必要な整備	

『交流対策型』

＜概要＞・交流人口の増加、滞在者数及び宿泊者数の増加などを目標とした事業メニューを主たる事業として、活性化区域外の都市との交流を図る目的で実施する。
・農泊や農泊に取り組む地域への集客力を高める事業メニューを主たる事業として、活性化区域外の都市との交流を図る目的で実施する。

主な事業内容	対象地域
① 都市との交流や安定的な就業・所得機会の創出等に必要な施設の整備	5法指定地域等
② 農山漁村の受入機能強化のために必要な施設の整備	農山漁村地域
③ 農業農村が持つ多面的機能の発揮に資する土地改良施設の整備	
④ 棚田等の保全、景観形成等の機能維持に必要な整備	指定棚田地域

支援策：

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち
農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型、交流対策型））

2/2

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

対象となる方

- ・ 計画主体となる県、市町村が作成する「活性化計画」に位置づけられた地域住民等

留意点

- 以下の要件に該当する地域とする
 - ・ 農林漁業が重要な地域
 - ・ 定住や地域間交流等の促進が有効かつ適切であること
 - ・ 市街化区域以外
- 計画主体（県・市町村）が作成する『活性化計画（①活性化計画の区域、②事業に関する事項（地区名、事業名、事業実施主体等）、③計画期間、④活性化計画の目標等）』や『事業実施計画』等が必要
- 事業実施期間は原則3年以内
- 1計画の交付対象上限事業費を国費4億円 ※上限事業費（消費税込み）は予算により変動

その他

- 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型、交流対策型））の対象事業や交付の条件等について、わかりやすくまとめたガイドブックが以下のURLよりご覧いただけます。

https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/attach/pdf/seibi-1.pdf

事業主体

県、市町村、地方公共団体等が出資する法人、計画主体が指定した者、地域再生推進法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体等
都道府県等

補助率等

交付率：1/2等

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部地域整備課（TEL:076-232-4726）

支援策：

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち
農山漁村発イノベーション推進支援事業（6次産業化等支援）
加工・直販の推進

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

- ① 新商品開発
新商品の試作やパッケージデザインの開発、成分分析検査、新商品を開発するための加工機械等のリースなどの取組を支援します。
- ② 販路開拓
新商品の消費者評価を行うための試食会や試験販売の実施、商談会への出展などの取組を支援します。
- ③ 直売所の売り上げ向上
直売所の売り上げ向上に向けた観光客向け新商品の開発、観光業者等とのツアー企画、集出荷システムの構築実証など多様な取組を支援します。

対象となる方

市町村、協議会、農業者やその団体又は、これらの方々と連携して取り組む2次・3次産業の事業者

主な採択要件

農林漁業者等を含む3者以上の多様な事業者の連携するネットワークの構築、又は構築することが確実であることが必要

留意点

- ・ 事業収益について、相当の事業収益を得たと認められるときは、県知事を経由し国庫に納付することが必要
- ・ 事業期間：1年間又は2年間
- ・ 国費上限額は、500万円/1事業実施期間

事業主体

農林漁業者、民間団体、地方公共団体等

補助率等

1/2以内

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部地域食品・連携課（TEL：076-232-4890）

支援策：

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち
農山漁村発イノベーション等整備事業（産業支援型））（6次産業化支援）
加工・直販施設整備

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農林漁業者等が、地域の様々な業種の事業者と連携して取り組む加工・販売施設等の整備を支援します。

対象となる方

農業者の組織する団体、農林漁業者やその団体と連携して取り組む中小企業者

主な採択要件

六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、制度資金等の融資を活用して行う整備に対して支援

留意点

中山間地農業ルネッサンスの嵩上げを活用する際は、県が策定する「地域別農業振興計画」に基づき、かつ、①地域外での販路確保、②交流人口の増加、③雇用の確保等へ波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定し取り組むことが必要

事業主体

- ・六次化法の認定を受けた農林漁業者
- ・農商工の認定を受けた中小企業者、農林漁業者

補助率等

3/10以内、（中山間地（農業）又は市町村戦略に基づく取組、1/2以内）

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部地域食品・連携課（TEL：076-232-4890）

支援策：

農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

重要な地域資源である農地について、地域ぐるみの話し合いを通じ、荒廃農地の有効活用や、農地の粗放的な利用を行うモデル的な取組を支援することにより、土地利用の最適化を推進します。

① 農地等活用推進事業

再生可能な荒廃農地を含む地区を対象に、荒廃農地を解消し、地域の特性を生かした農業の展開や地域資源の付加価値向上に取り組む地区を支援

② 低コスト土地利用支援事業（粗放的農地利用事業）

再生可能な荒廃農地及び荒廃のおそれのある農地を含む地区を対象に、放牧、蜜源作物、緑肥作物、省力作物等による粗放的利用に取り組むモデル地区を支援

③ 低コスト土地利用支援事業（生産性検証事業）

②を実施する地区、既に粗放的利用を実施している地区又は林地等の非農地が存在する地区を対象に、有事を想定し粗放的利用されている農地の生産性の検証に取り組むモデル地区を支援

中山間地域は、実施地区面積が概ね①は20ha以上→10ha以上、②③は10ha以上→5ha以上に緩和

対象となる方

市町村、農業委員会、JA、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構

主な採択要件

取組内容に応じて、配分基準に基づき事業実施主体毎に採点し、予算の範囲内において全国の上位から採択。また、上記②③「低コスト土地利用支援事業」を優先採択。更に地域運営組織が取り組む場合は特に優先採択。

留意点

- ・ 事業実施期間は、2年以上5年間以内
- ・ 事業開始年度に、地域ぐるみの話し合いを通じて策定する最適土地利用計画を策定すること
- ・ 事業完了後5年間耕作又は粗放的利用を実施すること
- ・ 市町村、農地所有者、農業者、地域住民が参画すること

事業主体

市町村、農業委員会、JA、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構

補助率等

①の事業	定額(万円)	1地区上限200万円
	定率(%)	平地(50%)、中山間地域(55%)
②の事業	定額(万円)	1地区上限200万円
	定率(%)	平地(50%)、中山間地域(55%)
③の事業	定額(万円)	1地区上限1,000万円

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農村計画課（TEL：076-232-4531）

支援策：

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農泊を持続的なビジネスとして実施するための体制の整備や地域資源を活用した観光コンテンツの開発等を支援します。

古民家等の遊休施設を活用した滞在施設や体験交流施設等の整備を支援します。

対象となる方

ソフト事業：地域協議会 等

ハード事業：市町村、中核法人、地域協議会と農家民宿経営等との連携体 等

主な採択要件

- ・ 農山漁村振興推進計画を策定
- ・ 地域協議会及び中心的な役割を担う法人(中核法人)を設立すること
- ・ 取組地域内で宿泊、食事、体験を提供できる体制を構築し、それらの提供を一定期間維持すること 等

留意点

農泊推進事業：上限500万円/1年目・2年目とも

人材育成事業：上限250万円/1年目・2年目とも

高度化促進事業：上限200万円/2年間

施設整備事業：原則2,500万円（ただし、古民家等の遊休施設を活用し一定の要件を満たす場合は5,000万円、市町村所有の廃校等の遊休施設を活用し一定の要件を満たす場合は1億円）中山間地農業ルネッサンス事業に位置付けられている場合は審査時に配慮

事業主体

地域協議会、市町村、中核法人、
地域協議会と農家民泊経営者との連携体
等

補助率等

ソフト事業：定額
ハード事業：1/2

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農村計画課（TEL:076-232-4531）

支援策：

農山漁村振興交付金（農福連携対策）

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、多世代・多属性が交流・参加するユニバーサル農園の開設、障害者等の作業に配慮した生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。

対象となる方

農林水産業を営む法人、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、地域協議会※、民間企業等

※地域協議会の構成員に市町村を含むこと

主な採択要件

農林水産分野の作業に携わる、障害者、生活困窮者（就労に向けた支援計画策定者）、高齢者（要介護認定者）を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること。

留意点

- 農福連携支援事業（ソフト）
事業実施期間：2年間（+自主取組1年間）
交付率等：定額 上限150万円/年、300万円/年※
（マニュアルを作成する場合は初年度に40万円を加算）
※農福連携整備事業（ハード対策）の「経営支援型」を実施する場合
- 農福連携整備事業（ハード）
事業実施期間：2年以内
交付率等：1/2
交付上限額：簡易整備型（200万円）、介護・機能維持型（400万円）、高度経営型（1,000万円）、経営支援型（2,500万円）
加工販売施設については、加工販売施設に供する農産物等は事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること。

事業主体

農業法人、社会福祉法人、一般財団法人等

補助率等

定額、1/2以内

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農村計画課（TEL:076-232-4531）

支援策：

集落営農活性化プロジェクト促進事業

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

集落営農組織における活性化に向けたビジョンづくりやその実現に向けた人材の確保、収益力向上、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援します。

- ア 集落ビジョンづくりへの支援
- イ 集落ビジョンの実現に向けた取組への支援
 - ① 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費
 - ② 収益向上力の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の施策、販路開拓等に取り組む経費
 - ③ 信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費
 - ④ 効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費
- ウ 関係機関によるサポートの取組を支援

対象となる方

人・農地プラン等に位置付けられた集落営農組織又は位置付けられることが確実である集落営農組織

主な採択要件

- ・ 実施地区は、実質化された人・農地プラン（R4年度中に策定される見込みの地区を含む）又は実質化された人・農地プランと同等の計画が策定されている地区内であること（当該実施地区と隣接する地域であって、かつ、一体的に事業を実施することが組織の発展に必要と認められる地域を含む）
- ・ 集落営農の活性化に関する5年後の成果目標を設定すること

留意点

- ・ 集落ビジョン当たりの支援期間：最長5年間（各事業実施年度内に完了する必要あり）

事業主体

市町村、都道府県

補助率等

ア・ウの事業 定額
イの①の事業 定額（上限100万円/年）、最長3年間
イの②の事業 定額
イの③の事業 定額（法人化25万円）
イの④の事業 1/2以内

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部担い手育成課（TEL：076-232-4318）

支援策：

新規就農者育成総合対策
経営発展支援事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援します。

対象となる方

令和4年度に新たに農業経営を開始し、独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者

主な採択要件

- ・以下の要件を満たす独立・自営就農であること
 - ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している
 - ② 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有又は借りている
 - ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する
 - ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経営費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する
 - ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主催権を有している
- ・就農する市町村の「人・農地プラン」に位置付けられている（見込みも可）、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ・機械・施設の取得費用等について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること
- ・経営継承の場合、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、経営を開始する者であり、継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額の10%以上増加、又は生産コストの10%減少させる経営発展支援事業計画であると事業実施主体に認められること
- ・経営発展支援事業計画等が農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つ計画であること

留意点

- ・取組計画に応じた事業採択方式

事業主体

市町村

補助率等

県支援分の2倍（国の補助上限1/2）
（補助対象事業費上限1,000万円）

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部経営支援課（TEL：076-232-4238）

支援策：

新規就農者育成総合対策
就農準備資金

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農に向けて、研修機関等において研修を受ける者に対して、資金（2年以内）を交付します。

対象となる方

原則50歳未満（就農時）の次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有する就農希望者

主な採択要件

- 都道府県が認めた研修機関で概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上研修すること
- 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること
- 研修終了後に親元就農する予定の場合、就農後5年以内に経営継承する又は法人化されている場合は当該法人の経営者（共同経営者を含む）になること
- 原則、前年の世帯所得が600万以下であること等

留意点

- 国内での2年間の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長する
- 研修終了後1年以内に就農すること
- 研修終了後交付期間の1.5倍（最低2年）以上就農すること等

事業主体

都道府県、青年農業者等育成センター、市町村

補助率等

定額
（最大年間150万円、最長2年間）

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部経営支援課（TEL：076-232-4238）

支援策：

新規就農者育成総合対策
経営開始資金

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対し、資金（3年以内）を交付します。

対象となる方

原則50歳未満（独立・自営就農時）の次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有する認定新規就農者

主な採択要件

- 以下の要件を満たす独立・自営就農であること
 - ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している
 - ② 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有又は借りている
 - ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する
 - ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経営費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する
 - ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主催権を有している
- 就農する市町村の「人・農地プラン」に位置付けられている（見込みも可）、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 青年等就農計画等が農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つ計画であること
- 経営の全部又は一部を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新規作目の導入、経営の多角化等）を負うと市町村長に認められること等
- 原則、前年の世帯所得が600万以下であること等

留意点

- 交付期間と同期間、同程度の営農を継続すること等

事業主体

市町村

補助率等

定額
（最大年間150万円、最長3年間）

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部経営支援課（TEL：076-232-4238）

支援策：

新規就農者育成総合対策
雇用就農資金

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

雇用就農者の確保・育成を推進するための支援をします。

① 雇用就農促進支援

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、当該農業法人等での農業就農又は新たな農業法人の設立等による独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を交付します。

② 次世代経営者育成派遣研修支援

農業法人等が、その職員等を法人の次世代経営者として育成していくために国内外の先進的な農業法人・異業種の法人へ派遣研修に対して支援します。

対象となる方

概ね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）

主な採択要件

- ① 研修生は、本事業での研修終了後も就農を継続又は新たな農業法人の設立のための研修終了後1年以内に新たな農業法人を設立する強い意欲を有する原則50歳未満の者であること等
- ② 研修生は、派遣元農業法人等の役員並びに正社員又は農業者の後継者で既に就農し経営に参画している者であり、原則55歳未満の者であること等

留意点

- ① ・過去5年間に本事業の対象となった研修生が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること
・労働環境の改善に取り組んでいる、又は新たに取り組むこと等
- ② ・派遣研修生を研修終了後1年以内に役員等へ登用すること等

事業主体

全国農業委員会ネットワーク機構

補助率等

- ① 雇用就農促進の場合
年間最大60万円、最長4年間
新たな農業法人設立の支援の場合
年間最大120万円（1～2年）
年間最大60万円（3～4年）、最長4年間
- ② 月最大10万円、最短3ヶ月～最長2年間

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部経営支援課（TEL：076-232-4238）

支援策：

青年等就農資金

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

新規就農者の定着を促進するため、新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設の整備等を支援します。

対象となる方

新たに農業経営を営もうとする青年等※であって市町村から青年就農計画の認定を受けた認定新規就農者

※青年、知識・技能を有する者、これらの者が役員の過半を占める法人
農業経営を開始してから5年以内の者を含み、認定農業者を除く

主な資金使途

施設、機械等の取得（農地等の取得は除く）等

留意点

- ・ 対象者は、農業経営を開始してから5年以内の者を含み、認定農業者を除く
- ・ 融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要

事業主体

貸付主体：(株)日本政策金融公庫
(沖縄県にあつては、沖縄振興開発公庫)

補助率等

貸付利率：無利子
貸付限度額：3,700万円

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部経営支援課 (TEL:076-232-4238)

支援策：

経営継承・発展等支援事業

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

人・農地プランに位置付けられた経営対等の経営を継承した後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画（販路の開拓、新品種の導入、営農の省力化等）を策定し、この計画に基づく取り組みを行う場合に必要となる経費を市町村と一体となって支援します。

対象となる方

実質化された人・農地プランに中心経営体として位置づけられた者や、市町村長が認めた認定農業者や認定農業者に準じる経営体であって、以下の要件を満たす者。

- ・ 令和3年1月以降に中心経営体等である先代事業者から経営の主宰権の委譲を受けていること
- ・ 主宰権の委譲に際して、原則として、生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと
- ・ 個人の場合、税務申告等を本事業により助成を受けようとする者の名義で行っていること
- ・ 青色申告者であること
- ・ 家族農業経営の場合、家族経営協定を書面で締結していること
- ・ 経営発展計画を策定し、同計画に基づく経営発展に取り組み、かつ、当該計画の達成が実現可能と見込まれること
- ・ 地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していると間接補助事業者が認めること

留意点

- ・ 経営の主宰権の委譲を受ける後継者が、それ以前に農業経営を主宰していた場合は対象となりません。
- ・ 経営の主宰権の委譲を受ける後継者が、農業次世代人材投資事業（経営開始型）に係る資金及び経営開始資金の交付を受けている、又は過去に受けたことがある場合や、経営発展支援事業を実施している、又は過去に実施したことがある場合は対象となりません。
- ・ 経営の主宰権の委譲を受ける後継者が、本事業の補助を受給できるのは一度のみです。
- ・ 補助事業者は民間団体等ですが、公募を経て決定されます。

事業主体

民間団体 等

補助率等

定額（上限100万円）
※国と市町村が2分の1ずつ負担

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部担い手育成課（TEL：076-232-4318）

支援策：

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

茶や薬用作物等の地域特産作物について、消費者や実需者ニーズに対応した高品質生産や産地化を図るため、地域が抱える課題解決に向け地域の実情に応じた生産体制の強化や需要の創出など生産から消費までの取組を総合的に支援します。

対象作物は以下のとおり。

- ・ 茶
- ・ 薬用作物
- ・ その他地域特産作物（国内で地域特性を活かして生産され、通常何らかの加工を施して利用される作物（こんにゃくいも、ホップ、繭・生糸、繊維原料、いぐさ・畳表、油糧作物、染料作物及び和紙原料作物等））

対象となる方

農業者の組織する団体 等

主な採択要件

- ・ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること
- ・ 受益農業従事者の常時従事者が5名以上であること
- ・ 受益農業従事者に65歳未満の者が含まれること
- ・ 茶を対象作物として、農業機械等のリース導入を行う受益農業従事者は、少なくとも1名以上が人・農地プラン等の中心経営体として位置づけられている、又は位置づけされることが確実であること

※受益農業従事者とは・・・販売・加工等を含む農業について、原則年間150日以上取り組んでいる者

留意点

- ・ 中山間地以外でも支援内容は同一
- ・ 機械等はリースによる導入

事業主体

県、市町村、農協、農業法人、公社、協議会、農業者の組織する団体 等

補助率等

定額、1/2以内

お問合せ先

北陸農政局：生産部園芸特産課（TEL：076-232-4314）

支援策：

環境保全型農業直接支払交付金

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

対象となる方

市町村から事業計画の認定を受けた農業者団体、一定の条件を満たす農業者等

主な採択要件

- ・ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ・ 持続可能な農業生産に係る取組を定めた「みどりのチェックシート」の取組を実施すること
- ・ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと

留意点

- ・ 中山間地域は、採択要件の「環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと」を免除
- ・ 申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額される場合がある。また、全国共通の取組の支援に優先配分される

事業主体

- ① 農業者の組織する団体
複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織
- ② 一定の条件を満たす農業者
※市町村が特に認める以下の農業者集落の耕地面積の一定割合以上の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）他

補助率等

	(支援単価)
加バーカッパ	6,000円/10a
堆肥の施用	4,400円/10a
ビソグマ材	5,400円/10a
	3,200円/10a (小麦・大麦等)
草生栽培	5,000円/10a
不耕起播種	3,000円/10a
長期中干し	800円/10a
秋耕	800円/10a
有機農業	3,000円/10a (そば等雑穀、飼料作物)
	12,000円/10a (そば等雑穀、飼料作物以外)
	14,000円/10a (加算措置)
地域特認取組	2,800円～8,400円/10a
	※対象取組や交付単価は、都道府県により異なる
取組拡大加算	4,000円/10a
	※新たに有機農業の取組を開始する同一団体内の農業者に対して行う指導者等の活動に対して加算

お問合せ先

北陸農政局：生産部生産技術環境課 (TEL:076-232-4893)

支援策：

中山間地域所得確保対策のうち
 中山間地域所得確保推進事業（令和3年度補正予算）

中山間限定

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

中山間地域において、農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援します。

1. 中山間地域所得確保推進事業

- ① マーケット調査（国内市場、海外市場に関する調査）
- ② 消費者動向調査（農産物、農産物加工品に関する動向調査）
- ③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析（農業生産、農産物加工の流通、販売の現況調査・分析）
- ④ 生産・販売戦略の検討（上記調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討）
- ⑤ 中山間地域所得確保計画の作成
- ⑥ 計画の実践（販路拡大、スマートフードチェーンの構築等）

2. 関連事業による優先枠の設定

事業実施計画に以下の関連事業を位置づけた地域は、優先的に採択・配分

- ・水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- ・産地生産基盤パワーアップ事業
- ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- ・鳥獣被害防止総合対策

対象となる方

都道府県、市町村、農業者団体等

主な採択要件

対象地域（計画区域）は、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域、地域振興立法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法等）で指定された地域、特別豪雪地帯及び農林統計上の中山間地域等

留意点

実施地域において、次の①もしくは②のいずれかの目標を設定（令和6年度まで）

- ①販売額の10%以上の増加、もしくは②流通・加工コストの10%以上の削減

事業主体

地方公共団体、農業協同組合、農業者団体、計画主体が指定した者等

補助率等

定額（1地区当たり上限500万円）

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農村計画課（TEL:076-232-4531）

支援策：

強い農業づくり総合支援交付金
(産地基幹施設等支援タイプ)

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等、又は、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設等の再編等、ならびに、みどりの食料システム戦略に掲げる取組（化学農薬の低減、化学肥料の低減、有機農業の拡大、ゼロエミッション化等）の推進に必要な施設の整備等を支援します。

対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）等

主な採択要件

- ・ 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・ 成果目標の基準や面積要件等を満たしていること
- ・ 受益地の全て（受益地が広域に及ぶ場合は概ねとする）において、実質化された人・農地プランが策定されていること（産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び家畜市場等は除く）
- ・ 産地基幹施設を設置する場合は、原則として、総事業費が5千万円以上であること
- ・ 目標年度までに受益者の一定割合が国際水準GAPの実施又はGAP取得チャレンジシステムの実施等に取り組むこと
- ・ 補助額の上限について、受益が1経営体（法人）に限定される場合に5億円/事業・年とする
- ・ 費用対効果分析を実施していること等

留意点

- ・ 中山間地域で事業を実施する場合は、上限事業費を一般の1.3倍に拡大（優先枠内に限る）
- ・ 中山間地域で事業を実施する場合は、受益面積要件を緩和（一般より縮小）

事業主体

都道府県、市町村、
農業者の組織する団体 等

補助率等

1/2以内 等

お問合せ先

北陸農政局：生産部生産振興課（TEL：076-232-4302）

支援策：

農地利用効率化等支援交付金

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

- ① 融資主体支援タイプ（通常タイプ・先進タイプ）
地域の中心となる経営体等が、融資を活用して農業用機械・施設を導入し経営改善・発展に取り組む場合に支援します。
- ② 条件不利地域補助型
経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械・施設の導入を支援します。
- ③ 被災農業者支援タイプ
過去に例のないような甚大な気象災害等（地震・台風等）により被害を受けた農産物の生産に必要な施設・機械を融資等を活用して再建・修繕等を行う場合に支援します。

対象となる方

- ① 認定農業者、認定就農者などの人・農地プランに位置付けられた者
- ② 農業者等の組織する団体
- ③ 気象災害等による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体

主な採択要件

- ① 施設・機械等を整備するために融資を受けること
付加価値額の拡大等の成果目標を設定すること
- ② 一定の要件（農家一戸当たりの農地面積ほか）を満たす地区であること
※いずれも、経営体の取組内容に応じたポイントにより予算配分を受けること
- ③ 市町村長から被災した施設等について被災証明を受けていること

留意点

- ・ 中山間地以外でも支援内容は同一
- ・ 対象となる機械・施設は耐用年数が概ね5年以上20年以上、一整備当たり50万円以上
- ・ 上限額（国費）：① 通常タイプ（300万円）
先進タイプ（法人：1,500万円、個人：1,000万円）
② 4,000万円
③ 300万円
- ・ 過去に例のないような甚大な気象災害等が全国的に生じ、緊急に対応する必要があると認められる場合に限り実施

事業主体

市町村

補助率等

- ①③：3/10以内
- ②：1/2以内（農業用機械は1/3以内）

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部経営支援課（TEL：076-232-4238）

支援策：

産地生産基盤パワーアップ事業
(収益性向上対策・生産基盤強化対策)

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

中山間・平場地域にかかわらず、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲ある農業者等が取り組む高性能機械・施設の導入や集出荷施設等の再編、改植等による高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を総合的に支援します。

対象となる方

地域農業再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画」に中心的な経営体として位置付けられている農業者、農業者の組織する団体等

主な採択要件

- ・ 成果目標の基準や面積要件等を満たしていること
- ・ 費用対効果分析を実施すること

留意点

- ・ 中山間地域で事業を実施する場合は、上限事業費を一般の1.3倍に拡大（優先枠内に限る）
- ・ 中山間地域で事業を実施する場合は、受益面積要件を緩和（一般より縮小）

事業主体

農業者の組織する団体、「産地パワーアップ計画」に中心的な経営体として位置づけられた者等

補助率等

1/2以内等

お問合せ先

北陸農政局：生産部生産振興課（TEL：076-232-4302）

支援策：

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(畜産クラスター事業)

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

地域の畜産関係者が有機的に連携・集結し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を支援します。

対象となる方

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体（畜産農家 等）

主な採択要件

施設等の整備に当たっては、飼養頭羽数規模の拡大を伴うもので、かつ、地域における平均飼養規模以上の経営規模となること、または地域の伸び率以上に規模拡大すること 等

留意点

- ・ 地域の関係者が参画した畜産クラスター協議会において、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るための畜産クラスター計画を策定し、かつ、取組主体は、同計画に位置づけられた中心的な経営体であること
- ・ 中山間地域(法等で指定された地域：特定農山村、山村、過疎、半島、離島、豪雪、棚田等)での収益力強化に向けた取組に必要な施設整備について中山間地域優先枠を設定

事業主体

畜産クラスター協議会

補助率等

1/2以内

お問合せ先

北陸農政局：生産部畜産課 (TEL:076-232-4317)

支援策：

多面的機能支払交付金

共通 要件緩和

補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

① 農地維持支払

農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能の発揮を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全をはじめとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

対象となる方

- ① 農業者のみ又は、農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織（又は広域活動組織）
- ② 農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織（又は広域活動組織）

主な採択要件

農業者又はその他の者で構成される活動組織（又は広域活動組織）を設立し、活動範囲や活動項目を取りまとめた活動計画書の作成

留意点

- ・ 事業計画については、市町村長の認定を受ける必要がある
- ・ 活動期間は原則として5年間

事業主体

- ① 農業者のみ又は、農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織（又は広域活動組織）
- ② 農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織（又は広域活動組織）

補助率等

- ① 交付単価（都府県） 田3,000円/10a
畑2,000円/10a 等
 - ② 地域資源の質的向上を図る活動※
交付単価（都府県） 田2,400円/10a
畑1,440円/10a 等
- 施設の長寿命化のための活動
田4,400円/10a
畑2,000円/10a 等

※5年以上実施した地区は75%単価を適用

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農地整備課
多面的機能支払推進室（TEL：076-232-4725）

支援策：

農業用水路等長寿命化・防災減災事業

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農業の持続的な発展を後押しするため、農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策を、早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく推進するとともに、効果を最大限に発揮するための取組を支援する。

対象となる方

事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区 等

主な採択要件

総事業費200万円以上、受益者2名以上、工事期間3年以内（ため池の場合は5年以内） 等

留意点

実施区域は、農振農用地 等

事業主体

都道府県、市町村、土地改良区 等

補助率等

50%
中山間地域 等 55%

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部水利整備課（TEL：076-232-4724）

支援策：

みどりの食料システム戦略推進交付金
地域循環型エネルギーシステム構築

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための営農型太陽光発電のモデル的取組及び未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組を支援します。

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援
 - ・ 営農型太陽光発電設備下においても収益性を確保可能な作目や栽培体系、地域で最も効果的な設備の設計（遮光率や強度等）や設置場所の検討を支援。
 - ・ 検討の結果、最適化された営農型太陽光発電設備の導入実証を支援。
2. 未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用促進への対策調査支援
 - ・ 木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用を促進するため実現性の確認や課題・対応案の検討、効果の検証、成果のとりまとめ、報告書の作成を支援。

対象となる方

1. 農業者、発電事業者、都道府県又は市町村等
2. 地方公共団体、農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者等

主な採択要件

1. （1）推進会議により取組内容を決定し、それに基づき実施する計画となっていること
 （2）地域農業の特色や電力需要等を踏まえた発電設備の実証導入までを確実に遂行できる計画となっていること
 （3）営農型太陽光発電を活用することにより、地域の課題解決につながること
 （4）モデルとして広く一般的に取り扱えるような計画であること 等
2. 事業実施主体が木質バイオマス発電所等を運用若しくは管理している団体であること又は地域循環資源の木質バイオマス発電事業等に関する十分な専門的知見及び経験を有していること

事業主体

1. 協議会、都道府県、市町村 等
2. 市町村 等

補助率等

1. 定額
 （設備機器に係る経費のみ1/2以内）
2. 定額

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部食品企業課（TEL：076-232-4149）

支援策：

みどりの食料システム戦略推進交付金
バイオマス地産地消の推進

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けた調査・施設整備を支援します。

1. 事業化の推進

地域のバイオマスを活用したエネルギーの地産地消の実現に向けた調査・設計を支援

2. 効果促進対策

バイオマス利活用施設の効果を最大限発揮するため、施設整備済み（施設が完成見込みである場合を含む）のバイオマス利活用施設において、エネルギー利用効率改善及び原料調達の多様化、副産物の有効利用等、全国的な課題について改善案を検討・検証し、課題の解決を図る取組を支援

対象となる方

地方公共団体、農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者 等

主な採択要件

1. 利用するバイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等に関してモデル性があり、施設整備事業実施による波及効果が認められること
また、バイオマス利活用施設の導入が見込まれること
2. 施設整備済み（完成見込み含む）のバイオマス利活用施設を対象にした取組であるとともに、発電効率の改善や原料調達の多様化等の課題解決を図るものであり、バイオマス利活用施設を活用した実証調査及び検証を伴うものであること
また、取組内容及びその結果を報告書としてとりまとめること

事業主体

地方公共団体、民間団体 等

補助率等

1. 1/2以内
2. 定額
(1事業当たり上限500万円)

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部食品企業課（TEL：076-232-4149）

支援策：

みどりの食料システム戦略推進交付金
バイオマス地産地消施設整備

共通

要件緩和

補助率UP

優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、エネルギー地産地消の実現に必要な施設整備を支援します。

1. バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策（生産基盤強化モデル）

農業生産活動から発生するバイオマスを活用してエネルギーと肥料等の複合利用を実現するために必要な施設の整備を支援

2. 地域資源循環の高度化（地域一体モデル）

バイオマスを軸とした、環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりに向けて、地域における複数のバイオマスの組み合わせや、他の再エネ源も活用しつつ、地域のエネルギー自給を目指すために必要な施設の整備を支援

対象となる方

地方公共団体、農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者等

主な採択要件

1. 事業実施の実現性

- (1) 地域の農林水産業の振興や農山漁村の活性化の効果が見込まれること
- (2) 原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること
- (3) 製造された製品等の販路、利用先の確保が見込まれること 等

2. 事業趣旨との整合

- ・ 事業1に対して、農業生産活動から発生するバイオマスの活用及びエネルギーと肥料等の複合利用を実施すること
- ・ 事業2に対して、複数のバイオマスの組み合わせや他の再エネ電源の併用によるエネルギーの地域内自給を目指すものであること

留意点

- ・ 大規模停電等の発生時に、地域住民・公共施設等にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給することができる施設であるとともに、地方自治体の地域防災計画協定に位置付けられる事業実施計画であること

事業主体

地方公共団体、民間団体 等

補助率等

1/2以内

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部食品企業課（TEL：076-232-4149）

支援策：

森林・山村多面的機能発揮対策交付金

- 共通
- 要件緩和
- 補助率UP
- 優先採択

- 農地
- 人・組織
- 生産
- 加工・販売
- 地域振興
- 災害復旧

事業のポイント

森林の多面的機能の発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援します。

事業メニューは以下のとおり。

- メインメニュー
 - ・ 地域環境保全タイプ
里山山林景観を維持するための活動、侵入林の伐採・除去、荒廃した竹林の整備活動 等
 - ・ 森林資源利用タイプ
里山林の広葉樹等を薪やしいたけ原木などとして利用するための伐採、搬出活動 等
- サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）
 - ・ 森林機能強化タイプ
路網の補修・機能強化、鳥獣害防止柵の設置・補修 等
 - ・ 関係人口創出・維持タイプ
地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受け入れのための環境整備 等
 - ・ 活動の実施に必要な機材及び資材の整備

対象となる方

地域住民、森林所有者等の地域の実情に応じた3名以上の者で構成する活動組織

主な採択要件

- ・ 対象となるのは、森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林
- ・ 3年間の活動計画を策定していること 等

留意点

- ・ 1活動組織当たり500万円／年（国からの交付額）を上限として支援
- ・ 地方公共団体による支援のあるものを優先的に支援
- ・ 有人国境離島地域で計画された活動を行う場合は、優先的に支援
- ・ 中山間地域において、農地等の維持保全にも資するような取組を行う場合や中山間地域等直接支払交付金により林地化が行われた箇所について優先的に採択
- ・ 交付金は、県単位で設立されている地域協議会に申請

事業主体

地域協議会（地域協議会から保全活動を活動組織に対し、交付金を交付）

補助率等

定額、1/2以内、1/3以内

お問合せ先

新潟県地域協議会（TEL:025-261-7111） 石川県地域協議会（TEL:076-237-0121）
 富山県地域協議会（TEL:076-434-3351） 福井県地域協議会（TEL:0776-23-3753）
 林野庁 森林整備部森林利用課山村振興・緑化推進室（TEL:03-3502-0048）

支援策：

鳥獣被害防止総合対策交付金（ソフト対策）

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエフル活用への取組等を支援します。

- ① 地域ぐるみの被害防止活動・捕獲等の強化
 - ・ 捕獲活動経費の直接支援 ※1
 - ・ 都道府県が行う広域捕獲に係る調査、捕獲活動、人材育成等の支援 ※2
 - ・ ICTを総動員した被害対策のモデル地区の整備 ※2
 - ・ 新規猟銃取得に係る支援 ※3
 - ・ クマに対する地域ぐるみの総合的な対策の支援 ※2
- ② ジビエフル活用に向けた取組
 - ・ ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組を支援 ※4
 - ・ ICTの活用による情報管理の効率化の支援 ※4
 - ・ 処理加工施設の人材育成の支援 ※4

※1 獣種等に応じた上限単価以内での定額支援

※2 限度額内で定額支援

※3 1/2以内（対象は実施隊員等に限る）

※4 定額支援

対象となる方

地域協議会 等

主な採択要件

被害防止計画が作成されていること、または作成されることが確実に見込まれること 等

留意点

中山間地以外でも支援内容は同一

事業主体

地域協議会 等

補助率等

都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等（一部定額支援あり））

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農村環境課（TEL：076-232-4533）

支援策：

鳥獣被害防止総合対策交付金（ハード対策）

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため地域関係者が一体となった施設整備を支援します。

- ① 農作物の被害低減を図るための施設整備
 - ・ 侵入防止柵、焼却施設、捕獲技術高度化施設等の整備 ※1
- ② ジビエフル活用に向けた施設整備
 - ・ 処理加工施設やジビエカー、簡易な一次処理施設等の整備 ※2
 - ・ 処理加工施設と一体となった加工製造設備の整備 ※2

※1 1/2以内、柵を直営施行する場合は定額支援

※2 1/2以内等

対象となる方

地域協議会 等

主な採択要件

被害防止計画が作成されていること、または作成されることが確実に見込まれること 等

留意点

- ・ 地域振興6法（過疎、特農、山村、離島、半島、棚田）に該当する場合は補助率を嵩上げ（50%→55%）

事業主体

地域協議会 等

補助率等

定額、事業費の1/2以内等

お問合せ先

北陸農政局：農村振興部農村環境課（TEL：076-232-4533）

支援策：

園芸施設共済

共通 要件緩和

補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

台風や大雪などの自然災害等により、農業用ハウスが損害を受けた場合に損害の程度に応じた共済金を支払います。

対象者

農業用ハウスを所有又は管理する農業者

補償対象

ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等（附帯施設や撤去費用も補償対象に追加可能）
※施設内農作物も補償対象に追加可能ですが、補償の手厚い収入保険への加入がおすすめです。

補償内容

- 補償額は、築年数に応じて設定（新築時の資産価値の8～4割）【標準コース】

※古いハウスも、新築時の資産価値の4割まで補償

<パイプハウスの場合>

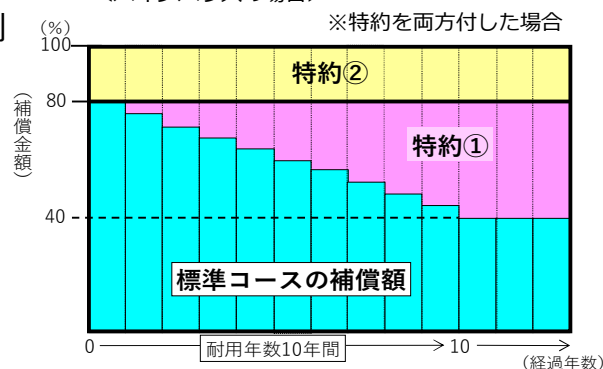
- さらに特約を付加すれば、新築時の資産価値の10割まで補償することが可能

特約① 復旧費用特約（被覆材は補償対象外）
復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償

特約② 付保割合追加特約
新築時の資産価値の最大2割を補償

- 損害額が3万円（又は共済価額の5%）を超える場合に共済金を支払い

※特約を付加すれば、損害額が1万円を超える小さな損害から共済金を支払い



掛金

- 掛金の半分は国が負担（標準コース：共済金額1.6億円までの掛金）
- 無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々割引（最大5割引）
※小規模被害を補償範囲から外すこと、集団加入、太いパイプ（31.8mm以上）ハウスにすることや耐用年数を大幅に超過した施設を補償対象から外すことなどにより掛金負担の軽減が可能。

留意点

- 補償期間は、原則、共済掛金の支払日の翌日から1年間
- 農業者が複数の施設を所有管理している場合は、原則、その全ての加入が必要

事業主体

農業共済組合

お問合せ先

NOSAI新潟 (TEL:025-288-6888) NOSAI石川 (TEL:076-239-3111)
NOSAI富山 (TEL:076-461-5333) NOSAI福井 (TEL:0778-53-2701)

支援策：

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

共通 要件緩和
補助率UP 優先採択

農地

人・組織

生産

加工・販売

地域振興

災害復旧

事業のポイント

異常な自然現象により被災した農協等が所有する農林水産業共同利用施設（農業用倉庫、加工施設、共同作業場、市場施設、種苗生産施設（育苗ハウス）等）の復旧に要する経費の一部を国が補助する。

対象となる方

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、公益法人（農業、林業又は水産業の振興を主たる目的とする一般社団法人又は一般財団法人）、地方公共団体

主な採択要件

1箇所の工事の費用が40万円以上（激甚災害法第6条により、被害激甚市町村として告示された市町村にあっては、13万円以上）

留意点

- ・ 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、公益法人、地方公共団体が所有する共同利用施設が対象で、個人所有の施設は対象外
- ・ 法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限る
- ・ 共済金等による補填部分を差し引いた額を対象とする 等

事業主体

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、公益法人、地方公共団体

補助率等

一般災害：2/10
激甚災害：3/10～9/10

お問合せ先

北陸農政局：経営・事業支援部経営支援課（TEL：076-232-4238）

中山間地域対策の逆引き集
2022

編集著作：北陸農政局

〒920-8566
石川県金沢市広坂2丁目2番60号
TEL：076-263-2161(代表)